

令和 7 年横審第 3 6 号

裁 決

モーターボート A のり養殖施設損傷事件

受 審 人 a

職 名 A 船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官栃下勝則及び同官畑中充出席
のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和 7 年 3 月 9 日 1 7 時 3 0 分

愛知県野間埼北西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボート A

総 ト ン 数 1 6 トン

全 長 1 4 . 5 6 メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 7 4 4 キロワット

3 事実の経過

Aは、令和7年2月に進水し、船体中央部に操舵室を配し、同室前部右舷側に操縦ハンドル、その右方に機関遠隔操縦装置、その前面にレーダー、GPSプロッター及び魚群探知機を切り替えて表示することができる多機能ディスプレイをそれぞれ備えたFRP製モーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人4人を乗せ、回航の目的で、船首0.4メートル船尾0.6メートルの喫水をもって、令和7年3月9日15時00分愛知県三河港所在のマリーナを発し、同県常滑港所在のマリーナに向かった。

ところで、野間埼北西方沖合には、令和5年9月1日から令和10年8月31日までの間、愛知県知事から受けた区画漁業免許に基づく免許番号区第106号の第1種区画漁業漁場区域（以下「106号区域」という。）が、野間埼灯台から013.5度（真方位、以下同じ。）3.48海里、009度3.50海里、353度3.55海里、320度1,830メートル、343度1,240メートル、352度960メートル、014度2.62海里、014度2.82海里、013度2.83海里及び013度2.98海里的各地点を順次結ぶ線に囲まれた範囲に設定され、同区域の西側境界に高さ約2メートル、光達距離4.5キロメートルで毎4秒に1回黄色閃光を発する簡易標識灯が合計12基設置されており、毎年8月中頃から翌年5月中頃までの間、106号区域にのり養殖施設が敷設されていた。

また、a受審人は、これまで野間埼北西方沖合を多数回航行した経験から、106号区域に敷設されたのり養殖施設の存在及び同区域が自船のGPSプロッターの画面に表示されることを承知しており、平素、106号区域の西側を航行していた。

a受審人は、多機能ディスプレイをGPSプロッターとして作動さ

せ、操縦ハンドルの後方に立った姿勢で操縦に当たり、伊勢湾を北上して17時22分僅か前野間埼灯台から306度950メートルの地点で、針路を358度に定め、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

17時22分少し過ぎ a 受審人は、野間埼灯台から310度1,000メートルの地点に達したとき、106号区域まで650メートルとなり、その後同区域に向首接近する状況となったが、縦揺れしないように操縦するため波の状況を見ることに気をとられ、GPSプロッターに表示される106号区域と自船との位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付くことなく、同区域に向首したまま続航した。

こうして、a 受審人は、17時24分半少し前106号区域に進出し、17時28分僅か前野間埼灯台から342度1.40海里の地点に至り、GPSプロッターの画面で同区域に進入していることに気付き、針路を338度に転じて進行していたところ、船首至近にのり養殖施設の漁具を認め、機関を中立運転としたものの、及ばず、17時30分野間埼灯台から341度1.72海里の地点において、Aは、原針路のまま、3.0ノットの速力となったとき、同施設に乗り入れた。

当時、天候は晴れで風力5の北西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

その結果、推進器翼に曲損、ドライブユニットに破損等を、のり養殖施設はのり網に破損等をそれぞれ生じた。

（原因及び受審人の行為）

本件のり養殖施設損傷は、野間埼北西方沖合において、常滑港所在の

マリーナに向けて航行する際、船位の確認が不十分で、106号区域に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、野間埼北西方沖合において、常滑港所在のマリーナに向けて航行する場合、106号区域ののり養殖施設に乗り入れることのないう、GPSプロッターに表示される106号区域と自船との位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、縦揺れしないように操縦するため波の状況を見ることに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、106号区域に向首接近する状況に気付かないまま進行して同区域ののり養殖施設に乗り入れる事態を招き、船体及び同施設にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年6月30日

横浜地方海難審判所

審判官 桐 井 晋 司